号外第四十六号

日

平成十四年

九月二日

月 曜

選挙管理委員会次

請求をすることができる選挙権を有する者の一定数 …… |県議会の解散の請求又は知事等若しくは県の選挙管理委員会等の委員の解職の

選挙管理委員会

山梨県選挙管理委員会告示第三十九号

である。 を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおり る山梨県における選挙人名簿に登録されている者の総数の四十万を超える数に六分の一 地方自治法等の一部を改正する法律 (平成十四年法律第四号) 附則第二条の規定によ

平成十四年九月二日

山梨県選挙管理委員会

委員長 石 澤 道

夫

一八三、七九一

外 第四十六号 平成十四年九月二日

Щ

梨

県

公 報 号

	1
発 行 者	山梨県
山梨	公
県	報号外
甲府市丸の内一丁目六番一号	第四十六号
目六番一号	平成十四年九月二日
ED	目目
印刷所 ㈱サンニチ印刷	
甲府市北口二丁目六番	
目六番	
	=